



# 北海道開発局交渉 建設労働者の賃金・労働条件改善求める 発注者として賃金の実態把握を

6月28日、「建設労働者の賃金・労働条件の改善に関する要求書」にもとづき北海道開発局との交渉をおこないました。交渉には道本部の森国委員長、俵書記長、道本部建設部会の河合部会長、土屋副部会長、須貝事務局長など8人が参加し、開発局側は工事管理課、技術管理課、建設産業課の担当課長補佐などが対応しました。

はじめに河合部会長が「6年連続で公共工事設計労務単価が引き上げられたが、地域ではまだ追いついていないのが私たちの調査結果だ。実態を知つてもらい改善がすすむよう、真摯に受けとめてほしい」と述べました。このあと「建設労働者の適正な賃金・労働条件の確保」「建設労働者の賃金・労働条件の改善」「じん肺防止・根絶」についての回答を受けました。

設計労務単価にもとづく適正な賃金の支払いや社会保険、建退共などについては「フォローアップ相談ダイヤルやかけこみホットラインなどへの通報をもとに法令にもとづいて適切に対応する」との回答でしたが、賃金や下請け代金の不払いにどのような対応をするのかについては「法テラスを紹介する」などと述べたため、「建設業法にのっとった元請けへの指導が大前提だ」と厳しく指摘しました。

開発局発注工事で働く労働者の賃金について「把握していない」と回答したため、道庁の例を示して「発注者自身が実際の賃金をつかんで設計労務単価を下回っている場合は改善を要請すべきだ」と求めました。また、開発局も週休2日工事を拡大していることに関して、労務費の補正係数が「1.05倍」とされている根拠を質すとともに、末端で働く労働者の賃金に反映されているのかを調べるよう求めました。

有給休暇の積算基礎については「積算に反映させるものではない」という回答でしたが、「建設産業を魅力ある産業にするために有給休暇を完全取得できるよう担保されるべきだ」「実際に有給休暇をとれないのは、その分が雇用関係にある末端の下請業者に補填されなければ自腹を切らなければならないからだ。元請に請求すればその分が下請けに渡るような仕組みがないと労働者は有給休暇を請求できない」と指摘しました。

## 函館運送支部が夏季一時金妥結 本採用が 376,785 円 (1.727 か月分) 前年比 +14,212 円 (+0.066 か月)

函館運送支部は7月3日に夏季一時金闘争を妥結しました。7月2日に会社から上積み回答があり、本採用が1.727か月分=376,785円(前回回答比+0.009か月・1,964円／前年比+0.066か月分・14,212円)、58歳到達者が1.382か月分=348,603円(前回回答比+0.008か月・2,019円／前年比+0.053か月・20,490円)、東京嘱託が1.382か月分+14,000円=311,260円(前回回答比+0.008か月・1,721円／前年比+0.053か月・16,450円)、臨時従業員が1.209か月分+17,000円=198,401円(前回回答比+0.008か月・901円／前年比+0.046か月・10,104円)で妥結しました。